第２章　実施体制の確立
第１節　平素における組織・体制等の整備
１　本省における体制の整備
⑴　主管の部局
経済産業省の所掌事務に関する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な体制の整備等を行う主管の部局は、大臣官房総務課とする。
⑵　主管部局の事務
大臣官房総務課は、次に掲げる事務を行う。
・緊急時のための連絡網の作成その他の省内の連絡体制及び参集体制の整備
・都道府県、指定公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備
・経済産業省国民保護対策本部が設置された場合の省内各部局の事務分掌の整備
・この計画に定める事項のうち、平素における措置の総合的な推進
・この計画の見直し
・その他国民保護措置の的確な実施に必要な事務
２　地方支分部局等における体制の整備
⑴　主管の部局
地方支分部局（経済産業局（沖縄経済産業部を含む。以下同じ。）及び産業保安監督部（那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の所掌事務に関する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な体制の整備等を行う主管の部局は、各経済産業局にあっては総務企画部総務課（沖縄経済産業部にあっては政策課。以下同じ。）、各産業保安監督部にあっては管理課とする。
⑵　主管部局の事務
各経済産業局総務企画部総務課及び各産業保安監督部管理課は、それぞれ次に掲げる事務を行う。
・緊急時のための連絡網の作成その他の各地方支分部局内の連絡体制及び参集体制の整備
・都道府県、指定地方公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備
・経済産業省地方国民保護対策本部が設置された場合の各地方支分部局内の事務分掌の整備
・この計画に定める事項のうち、平素における措置の総合的な推進
・この計画の見直しに伴う各地方支分部局内の体制及び業務内容等の見直し
・その他国民保護措置の的確な実施に必要な事務
３　本省における連絡体制及び参集体制の整備
⑴　情報連絡ルートの確立
武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、各部局において連絡担当者を複数定め、本省における情報連絡ルートの確立を図る。情報連絡ルートは、経済産業省防災業務計画に基づき作成する防災業務必携（以下「防災業務必携」という。）において明確にするとともに、防災訓練等を通じて定期的に確認する。
なお、連絡担当者が変更となったときは、前任者は後任者に適切に引継ぎを行うとともに、速やかに大臣官房総務課に報告するものとする。
⑵　情報連絡手段の確保
大臣官房総務課及び大臣官房情報システム厚生課厚生企画室は、武力攻撃事態等における省内の情報連絡手段を確保するため、無線呼出、携帯電話等の移動通信機器の充実に努めるとともに、重要回線の専用線化、衛星通信・無線通信の活用を含めた情報連絡手段の多重化等に努める。また、電気通信事業者から提供されている災害時優先電話等を効果的に活用できる体制を確立するとともに、災害用として配備されている無線電話等の機器の運用方法等について習熟しておくこととする。
なお、非常災害時の通信の確保を図るため、災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等のための訓練を行う。
⑶　参集体制の確立
大臣官房総務課は、武力攻撃事態等において迅速かつ的確に初動体制を構築できるよう、経済産業大臣、経済産業副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長その他職員の参集基準を防災業務必携に定めることとする。
４　地方支分部局における連絡体制及び参集体制の整備
各地方支分部局は、本省における連絡体制及び参集体制にならい、連絡体制及び参集体制を整備する。また、本省との情報連絡ルートを確立するため、それぞれの職員の中から本省連絡担当者を指定し、大臣官房総務課にあらかじめ登録しておくとともに、本省各課への情報連絡ルートを確保しておく。
本省連絡担当者は、携帯電話を携帯すること等により常時連絡がとれるようにし、本省連絡担当者が変更となったときは、前任者は後任者に適切に引継ぎを行うとともに、速やかに大臣官房総務課に変更登録を行う。
５　国民保護措置の実施機能等の確保
大臣官房総務課、大臣官房情報システム厚生課、大臣官房情報システム厚生課厚生企画室、各経済産業局総務企画部及び各産業保安監督部管理課は、武力攻撃災害の発生時において、本省及び地方支分部局が応急対策の中枢拠点としての機能を果たし得るよう、庁舎の防災機能の向上等を目的として、以下の措置を講じる。あわせて、自らの施設が被災した場合に、防災業務の実施体制を確保するため、職員・来訪者等の安全対策、施設の復旧、防災に関する物資及び資機材の整備及び点検等を行う。
⑴　庁舎の防災機能の向上等
本省及び地方支分部局の庁舎の耐災害性の強化、備品の転倒防止対策の充実、非常用発電機及び燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄及び調達体制の整備等に努めるほか、本省及び地方支分部局等における通信システムについて、資機材の耐震固定並びにアンテナ及びケーブルの耐災害性の確保を図る。
また、経済産業省のコンピュータシステムについては、バックアップ体制の充実及び記録媒体の多重化等に努める。更に、災害による停電等に対応するための非常用発電設備については、燃料の確保、補給及び運搬体制を整備する。
⑵　災害対策業務室の機能強化
武力攻撃事態等に伴う災害応急対策のための初動体制確立の円滑化等災害即応体制の強化を図るため、災害対策の中枢施設として経済産業省本省に整備されている災害対策業務室の機能を強化する。
⑶　庁舎が被災した場合の代替施設等の確保
本省及び地方支分部局の庁舎が被災し、使用が不可能となった場合に備え、代替施設の確保等について、関係省庁と協議し、検討する。特に、本省の庁舎が被災し、使用が不可能となった場合に備えて、政府本部との連携、関東経済産業局その他の地方支分部局によるバックアップ体制等を考慮しつつ、周辺地域において代替施設となる経済産業省施設を指定する。
６　国民の保護のための措置に関する職員の研修等
大臣官房総務課は、大臣官房秘書課と協力しつつ、関係職員に対して、国民保護措置の実施マニュアルの配布、講習会の実施等を通じ、国民保護措置に関して次に掲げる事項の周知徹底を図る。
・国民保護法その他の関係法令の概要
・この計画の概要
・武力攻撃事態等における連絡網